アメリカの情報機関と連邦議会の監視機能の強化 -2010 年度以降の情報機関授権法-

海外立法情報課 廣瀬 淳子

【目次】

はじめに

- I 情報機関の予算と授権法
- Ⅱ 2010年度情報機関授権法の概要
 - 1 審議の論点
 - 2 主要な条項
- Ⅲ 2011年度情報機関授権法及び2012年度情報機関 授権法の概要

おわりに

翻訳:情報機関の監視に関する規定(抄)

はじめに

アメリカで情報コミュニティーと呼ばれている情報機関の活動の予算には、国家安全保障法の規定⁽¹⁾により連邦議会による授権が必要とされている。1978年に初めて1979年度情報機関授権法が成立して以来、2005年度まで毎年情報機関授権法が成立してきた。その後、大統領と連邦議会の対立などから2009年度までは、情報機関授権法が成立しない事態となった。例えば、2009年度情報機関授権法案は、中央情報局(CIA)の尋問方法を制限する条項を含んでいたことから、ブッシュ大統領(当時)が拒否権を発動して成立しなかった。情報機関授権法が成立しない場合は、各年次の国防歳出予算法に、情報機関への授権条項を盛り込んできた。

しかし、2010年度情報機関授権法が2010年に成立して以後は、2011年度法、2012年度法と連続して成立している。2010年度情報機関授権法では、これまで長年課題とされてきた連邦議会による行政監視のあり方、特に情報機関への会計検査院の関与と連邦議会への秘密活動の通知範囲が大きな論点となった。

本稿では、情報機関に対する予算や行政監視をめぐる論点を中心に概観し、2010年度情報機関授権法、2011年度情報機関授権法、2012年度情報機関授権法の概要を紹介し、2012年2月13日現在での関連条文の翻訳を末尾に付す。

I 情報機関の予算と授権法

現在アメリカの情報機関には CIA など 17 の組織や機関が存在し、これらは「情報コミュニティー」と総称されている。情報機関は、9.11 テロ事件を受けて制定された 2004 年情報改革テロ防止法(P.L.108-458)によって組織が全面的に見直された。個々の情報機関別の活動から情報コミュニティー全体としての情報収集力と情報の共有を改善するために、CIA 長官とは別に国家情報長官の職が新設されるなどの改革が実施された⁽²⁾が、依然として多くの課題が残されている⁽³⁾。

連邦議会の有する予算権限 (power of purse) (4) は、連邦政府の各機関の組織や活動に対する監

^{(1) 50} U.S.C. 414 (a) (1)

⁽²⁾ 情報コミュニティーの改革の方向性については、Office of the Director of the National Intelligence, *Vision 2015: A Globally Networked and Integrated Intelligence Enterprise*, 2008. 〈http://www.dni.gov/Vision_2015. pdf〉以後、インターネット情報は、2012 年 4 月 18 日現在である。

⁽³⁾ 詳細については、Richard A. Best Jr., "Intelligence Issues for Congress," CRS Report for Congress, December 28, 2011. 〈http://www.fas.org/sgp/crs/intel/RL33539.pdf〉

⁽⁴⁾ 連邦憲法第1条第9節の規定に基づく。

視(oversight)や統制(control)の有力な手段となっている。

アメリカの連邦政府の予算については、授権 法によってその各機関の組織、活動、プログラムを授権し、歳出予算法で予算の具体的な支出 が定められるという二段階の手続をとっている。授権法は、対象となる機関やプログラムにより、毎年成立させる必要のあるものと、複数 年度にわたる授権を行うものがある。近年では 単年度の授権を要するものが増加する傾向にある。情報機関に対する情報機関授権法や国防省 に対する国防授権法は、原則として毎年成立させなければならない。

情報機関に対する予算も他の連邦政府の機関と同様に、授権と歳出の二段階で定められるが、情報機関に対する歳出予算法は独立した法律としては定められず、歳出予算の大部分は国防歳出予算法の中にそれとわからないように入れ込まれている。

情報機関の予算については、この二段階の審査の所管委員会を一本化して、情報機関授権法案を所管している連邦議会両院の情報特別委員会で歳出予算についても審査する権限を付与する方が、情報機関に対する監視機能を強化できるという改革案が長年議論されている。法案の審査に専門的知識を要すること、授権法案と歳出法案の審査には重複する部分も多いこと、権限を集中させるほうがより強い監視機能を発揮できることなどがその理由である。

例えば 2001 年には、国防政策全般の見直しのために設置された「21 世紀安全保障諮問委員会」から、授権法案を所管する連邦議会の委員会と歳出委員会の各小委員会を統合する改革案が提案されている⁽⁵⁾。2001 年 9 月 11 日のテロ事件をなぜ防げなかったのかを検証するために設置された「9/11 独立調査委員会」の最終報告書では、情報機関への連邦議会の監視機能強化等について、予算額の公表、情報特別委員会に歳出予算法案も審査する権限を付与すること、両院の情報特別委員会を両院合同委員会とすることなどが勧告された⁽⁶⁾。

情報特別委員会に歳出予算法案を審査する権限を与える点については、連邦議会で何度か審議されてきたが、成立には至らなかった。例えば、9/11独立調査委員会の勧告を受けて2004年10月9日に成立した上院情報特別委員会の改革に関する決議(S. Res.445)の審議過程でもこの点に関する修正案が提出されたが、否決された。

情報コミュニティー予算の総額の公表については従来非公開とされてきたが、2007年に成立した9.11委員会勧告実施法(P.L.110-53)で、国家情報長官による国家情報プログラム(National Intelligence Program)に対する歳出予算総額の公開と、これを非公開とする場合の手続きが規定された。2010年度情報機関授権法では、この規定が改正されてさらに強化された。

⁽⁵⁾ この提案は、アメリカの国防全般の改善策の一部としてなされたものである。The United States Commission on National Security/ 21st Century, *Road Map for National Security: Imperative for Change*, February 15, 2001, pp.112-113. 〈http://www.au.af.mil/au/awc/awcgate/nssg/phaseIIIfr.pdf〉

⁽⁶⁾ The National Commission of Terrorist Attacks Upon the United States, The 9/11 Commission Report: Final Report of the National Commission on Terrorist Attacks Upon the United States, GPO, July 22, 2004, pp.419-420. 〈http://govinfo.library.unt.edu/911/report/911Report.pdf〉; 最終勧告の詳細については、廣瀬淳子「アメリカにおける行政評価と行政監視の現状と課題—GAO と CIA を巡る最近の状況から」『レファレンス』 664号, 2006.5, pp.62-64. 参照。

Ⅱ 2010 年度情報機関授権法の概要

2010年度情報機関授権法(以下「2010年度法」という)は、2010年10月7日に大統領の署名を経て成立した(P.L.111-259)(7)。2010年度法により、情報コミュニティーの組織や活動を規定している1947年国家安全保障法及び1949年CIA法等が改正された。同法は、情報機関に対する連邦議会の行政監視を強化し、情報機関の秘密活動等に関する情報の公開を促進する内容となっている。

1 審議の論点

法案の審議過程で、オバマ政権との対立が最も大きかった点のひとつが、情報機関が実施する秘密活動(covert action)の連邦議会への通知範囲の拡大条項であった。当初の下院提出法案(H.R.2701)には、従来の8名通知条項⁽⁸⁾から、秘密活動を含むすべての情報活動について通知範囲を両院の全情報特別委員へ拡大する条項が含まれていた。オバマ政権がこの条項について拒否権行使を示唆した⁽⁹⁾ことから、最終的に秘密活動の通知については、通知範囲については、通知範囲については、通知範囲については、があるの重要性等が厳格化される改正がなされた。

オバマ政権は、通知範囲の拡大条項への反対 の理由として、国家安全保障に関する情報漏洩 の危険性と、憲法上の大統領権限の保護を挙げ ている⁽¹⁰⁾。

もうひとつの論点は、会計検査院(Government

Accountability Office: GAO) による情報コミュニティーの監視への関与についてであった。GAO には、広範な政策分析や政策評価、監視機能が付与されているが、CIA などの情報機関は、従来対象外であった⁽¹¹⁾。これまでもたびたび対象に含めようとする法案の審議はされてきたが、ブッシュ前政権やオバマ政権がGAOの関与の拡大に反対してきたこともあり、いずれも成立しなかった。

2010 年度法では、情報機関の情報に対する GAO の情報入手手続の枠組みを定める指令を 国家情報長官が定めることや、GAO の職員に 対する入手した機密情報保護に関する義務が規 定された。

2 主要な条項

2010年度法は8章で構成され、第1章予算 及び人事の授権、第2章 CIAの退職・無資格 制度、第3章情報コミュニティー総則、第4章 情報コミュニティーの各機関に関する事項、第 5章外交電子通信サービスプログラム局の再 編、第6章外国情報諮問委員会法、第7章その 他、第8章技術的改正、となっている。

前述の秘密活動の通知手続と GAO に関する 条項に加えて、情報コミュニティーの監察総監 の職が新設され、国家情報長官については、情 報コミュニティー全体の説明責任に関する見直 しを開始する権限や、調達に関する権限が拡大 された。

主要な条項の内容は次のとおりである。

⁽⁷⁾ Intelligence Authorization Act for Fiscal Year 2010. (http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/PLAW-111publ259/pdf/PLAW-111publ259.pdf)

^{(8) 8} 名は gang of eight と呼ばれる下院議長、下院少数党院内総務、上院多数党及び少数党院内総務、両院の情報特別委員長、両院の情報特別委員会少数党筆頭委員であり、これらに対する通知が規定されている(50 U.S.C. 413b)。

⁽⁹⁾ Office of Management and Budget, "Statement of Administration Policy, H.R. 2701 – Intelligence Authorization Act for Fiscal Year 2010," July 8, 2009. (http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/omb/legislative/sap/111/saphr2701r_20090708.pdf)

⁽¹⁰⁾ *ibid*.

⁽¹¹⁾ 詳細については、廣瀬 前掲注(6)を参照。

(1) 通知手続

大統領、国家情報長官又は各情報機関の長は、 情報活動及び秘密活動を、その活動の法的根拠 を記して書面で両院の情報特別委員会に報告し なければならない。

両院の情報委員会の全委員に秘密活動に関する指令書(findings)が報告されない場合は、大統領は情報機関の秘密活動の指令書について、両院の指導部等8名に送付したことを通知し、根拠を書面で提示して開示制限を行うことができる。大統領は、180日以内に制限を解除するか、理由を提示して制限を継続するかを選択しなければならない。ただし、制限を継続する場合でも大統領は情報特別委員会の全委員に指令書の一般的な説明は行わなければならない。

(2) 行政監視要請への遵守証明

各情報機関の長は、毎年両院の情報特別委員会に対して連邦議会への情報通知義務を遵守したこと及び要求された情報を提出したことを示す証明書(certification)を提出しなければならない。提出できない場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(3) サイバーセキュリティーの監視

大統領は、運用中のサイバーセキュリティープログラムについて、連邦議会に通知しなければならない。新たなプログラムについては、運用開始から30日以内に通知しなければならない。

(4) 会計検査院長の情報入手

国家情報長官は、各情報機関の有する情報

を会計検査院長が入手することに関する指令 (directive) を 2011 年 5 月 1 日までに定めなければならない。国家情報長官は、随時指令を改正することができる。会計検査院長は指令に従って入手した情報の機密性を適切に保持しなければならない。会計検査院の職員等がこのような情報を不正に漏洩した場合は、処罰される。この規定に基づき、国家情報長官は 2011 年 4 月 29 日に、「情報機関指令第 114^[12]」を制定した。会計検査院長の情報機関に関する情報入手や利用について、詳細な要件を定めたもので

ある。指令は2011年6月30日から施行されて

いる。

この指令に対して会計検査院長は、2011年4 月 28 日にコメントを発表し⁽¹³⁾、この指令が GAO と情報コミュニティー各機関の協調的な関係を 促進し、GAO による情報入手の改善への第一歩 となると評価している。その一方で、指令D条 第4項bは、連邦議会の情報特別委員会で行 政監視の対象となる情報は、一般的にGAOの 主要な国家情報能力や活動 (core national intelligence capabilities and activities) に関する監査 又は見直しを支持する目的で GAO へ提供しな いこと、また、主要な国家情報能力や活動に関 する GAO の監査又は見直しに関連しない情報 については、各機関が GAO の要求に対して情 報を提供するか否かを個別に判断するとしてい る点について、「主要な」とされる範囲が情報 機関によって拡大解釈され情報が提供されなく なることに懸念を示している。

(5) 国家情報プログラム予算

大統領は、連邦議会に予算を提出する際に、 国家情報プログラムについて当該会計年度に要

^{(12) &}quot;Intelligence Community Directive Number 114: Comptroller General Access to Intelligence Community information (effective 30 June 2011)." (http://www.fas.org/irp/dni/icd/icd-114.pdf)

⁽¹³⁾ Gene L. Dodaro, "GAO Comments on Intelligence Community Directive Number 114: Comptroller General Access to Intelligence Community Information," April 28, 2011. (http://www.fas.org/irp/gao/cg042811.pdf)

求する予算の総額を公表しなければならない。 ただし、大統領が両院の情報特別委員会に対し て、予算額の公開が国家安全保障を損なうとす る声明を提出する場合は、公表を免除するか延 期することができる。

これまでの国家情報長官による連邦議会で決 定された歳出予算総額の公開規定に、大統領に よる予算要求総額の公開が加わった。

(6) 情報コミュニティーの監察総監 (Inspector General)

国家情報長官官房に情報コミュニティー監察 総監室を設置する。室長として、連邦議会上院 の承認を得て大統領が任命する情報コミュニ ティー監察総監を置く。情報コミュニティー監 察総監は、国家情報長官の所掌するプログラム や活動について、監査等を行う責務を有する。 情報コミュニティー監察総監の調査等の活動が アメリカの国家安全保障上の重要な利益を損な う場合は、国家情報長官は、監察総監の調査や 監査等を禁止することができる。各情報機関の 監察総監を委員として情報コミュニティー監察 総監会議を設置する。各監察総監は国家情報長 官に半年ごとにその活動を報告する。報告は両 院の情報特別委員会にも提出されなければなら ない。各機関の監察総監は、深刻な問題につい ては直ちに国家情報長官に報告しなければなら ない。また報告は、両院の情報特別委員会に対 しても行わなくてはならない。

(7) CIA の監察総監

連邦議会上院の承認を得て大統領が任命する CIAの監察総監について、任命は、支持政党 にかかわらず、その職務能力に基づいて行われ なければならない。CIAの内部告発者につい ては、その保護を強化する。

CIA の監察総監の任命等に関する規定が改正された。

(8) 他の機関の監察総監

国家偵察局 (NRO)、国防情報局 (DIA)、 国家安全保障局 (NSA)、国家地球空間情報局 (NGIA) の各情報機関の長は、それぞれ独立 した監察総監を任命する。

Ⅲ 2011 年度情報機関授権法及び 2012 年度 情報機関授権法の概要

2011 年度情報機関授権法は、2011 年 6 月 8 日に大統領の署名を経て成立した(P.L.112-18)。機密情報のウィキリークスなどへの無許可の漏洩の再発を防ぐために、2013 年末までに情報機関は、情報技術脅威自動検知プログラムを完全に稼働させなくてはならないと規定された。1947 年国家安全保障法が改正され、政府機関の職員や軍人が情報機関へ出向しやすくなった。オサマ・ビン・ラディン容疑者発見への情報機関職員の役割をたたえ、アルカイダや関連組織撲滅に情報機関の能力を活用する規定も盛り込まれた。

2012 年度情報機関授権法は、2012 年 1 月 3 日大統領の署名を経て成立した(P.L.112-87)。 グアンタナモ基地からの収容者の移送に関する 行政監視を強化する条項が盛り込まれた。国防 省に属する情報機関の予算について、財務省に 新たな基金を設置し、国防省から予算を基金に 移転して支出することが可能となった。また、 オサマ・ビン・ラディン容疑者殺害については、 CIA 長官が他の情報機関と協議の上、その殺 害に関する任務を記録に残すために連邦議会に 秘密の報告書を提出しなければならないこと、 国際的なテロ活動や米国籍のテロリスト等につ いて、情報機関による戦略的な見直しや包括的 な分析を実施すること、国家情報長官が核拡散 に関する評価をする際の権限や人事管理権限及 び情報機関が特定の業者等から情報技術機器等 を調達できなくなる危険を回避するための調達 権限の拡大も規定された。

おわりに

2010 年度から 2012 年度まで 3 年度の情報機関授権法が成立したことで、連邦議会による情報コミュニティーへの監視の強化が法定された。9/11 独立調査委員会の最終報告書では、情報活動に対する連邦議会の行政監視を機能不全であると明確に結論付けていたが、今後、監視を強化する条項がどのように機能するのか、特に GAO がどの程度の情報を入手し関与していけるのかが課題といえよう。

参考文献

- "Long-Delayed Authorization Bill Clears," CQ Weekly, October 4, 2010, p.2295.
- · Alfred Cumming, "Sensitive Covert Action Notifications: Oversight Options for Congress," CRS Report for Congress, April 6, 2011. (http://www.fas. org/sgp/crs/intel/R40691.pdf)
- Richard F. Grimmett, "Intelligence Authori-zation Legislation: Status and Challenges," CRS Report for Congress, February 13, 2012. (http://www.fas.org/ sgp/crs/intel/R40240.pdf)
- Amy B. Zegart, "The Domestic Politics of Irrational Intelligence Oversight," *Political Science Quarterly*, Vol. 126, No. 1, 2011, pp.1-25.

(ひろせ じゅんこ)

情報機関の監視に関する規定(抄)

50 U.S.C § 403-9, 413b, 415d

海外立法情報課 廣瀬 淳子訳

【目次】

合衆国法典

第50編 戦争及び国家防衛

第15章 国家安全保障のための国家安全保障の調整 第403-9条 合衆国会計検査院長による情報の利用 第413b条 大統領の秘密活動の承認及び報告 第415d条 行政監視要請への遵守証明書

合衆国法典

第50編 戦争及び国家防衛

第 15 章 国家安全保障のための国家安全保障 の調整⁽¹⁾

第 403-9 条 合衆国会計検査院長による情報 の利用⁽²⁾

- (a) 利用を規制する国家情報長官指令
 - (1) 指令の要件

国家情報長官は、合衆国会計検査院長と協議の上、情報コミュニティーの機関が保有する情報の会計検査院長の利用を規制する文書による指令を制定しなければならない。

(2) 指令の改正

国家情報長官は、合衆国会計検査院長と協議の上、第(1)号に基づいて制定した指令を、長官が適当と決定するときにはいつでも改正することができる。

(3) 他の法律との関係 第(1)号に基づいて制定された指令及び第 (2)号に基づいて制定された当該指令の改正は、次の規定と趣旨が一貫したものでなければならない。

- (A) 合衆国法典第 31 編第 7 章 (合衆国法典第 31 編第 701 条等)⁽³⁾
- (B) 1947 年国家安全保障法(合衆国法典 第50編第401条等)
- (b) 情報の機密性
 - (1) 機密性の要件

合衆国会計検査院長は、(a)項第(1)号に基づいて制定される指令又は(a)項第(2)号に基づいて制定される当該指令への改正によって院長が利用可能となる情報について、当該情報の提供元の情報コミュニティーの機関の長に求められる機密性と同等の機密性を確保しなければならない。

(2) 無許可の公開に対する罰則

会計検査院の幹部又は職員には、当該情報の無許可の公開又は利用に対して、情報の提供元の情報コミュニティーの機関の幹部又は職員による当該情報の無許可の公開又は利用と同じ法的な罰則が適用される。

- (c) 連邦議会への提出
 - (1) 指令の提出

国家情報長官は、(a)項第(1)号に基づいて制定する指令を、合衆国会計検査院長の意見とともに、2011年5月1日までに連邦議会に提出しなければならない。

(2) 改正の提出

長官は、(a)項第(2)号に基づいて制定する 当該指令に対する改正を、合衆国会計検査

⁽¹⁾ 以下の各条は、2012年2月13日現在の合衆国法典(U.S. Code)の該当条文を翻訳した。

^{(2) 2010} 年度情報機関授権法で新設された条項

⁽³⁾ 訳者注 会計検査院に関する規定

院長の意見とともに連邦議会に提出しなければならない。

(d) 施行日

(a)項第(1)号に基づいて制定される指令及び(a)項第(2)号に基づいて制定される当該指令の改正は、長官が国家安全保障上の理由により指令又は改正がより早期に施行される必要があると決定する場合を除き、(c)項に基づいて指令又は改正が連邦議会に提出されてから60日後に施行する。

第 413b 条 大統領の秘密活動の承認及び報告

(a) 大統領の指令書

大統領は、当該活動が、合衆国の具体的な 外交政策の目的の支援のために必要でかつ合 衆国の国家安全保障上重要であると決定しな い限り、合衆国政府の省、庁又は機関による 秘密活動の実施を承認してはならない。当該 決定は、次の各条件に合致している旨を指令 書に明記しなければならない。

- (1) 各指令書は書面によらなければならない。ただし、合衆国による即時の活動が必要な場合でかつ書面による指令書を準備する時間がない場合は、この限りではない。この場合には、大統領の決定の書面による記録を同時に作成し、決定から遅くとも48時間以内に可能な限り迅速に、指令書に要約しなければならない。
- (2) 第(1)号で認められている場合を除き、指令書は、既に実施された秘密活動又はその一部を許可又は認可してはならない。
- (3) 各指令書は、当該活動へ資金を授権されるか又は重要な態様で参加する合衆国政府の各省、庁又は機関を特定しなければならない。いかなる態様でも秘密活動に参加するよう指示された CIA を除く合衆国政府の省、庁又は機関のいかなる職員、契約者、契約機関も、CIA の方針及び規則、ある

いは当該省、庁又は機関で採られる当該参加の準拠する書面による方針又は規則に従わなくてはならない。

- (4) 各指令書には、合衆国政府の構成員ではなく、契約者又は契約機関でもなく、あるいは他の点でも合衆国政府の方針及び規則に服さないいかなる第三者も、当該秘密活動に資金を提供し若しくはその他の方法で重要な態様で参加する場合、又は当該秘密活動を企てるに当たって、合衆国の利益になるよう利用されることについて十分に検討したか否かを明記しなければならない。
- (5) 指令書は、合衆国憲法又はいかなる制定法に違反する活動も承認してはならない。
- (b) 連邦議会両院の情報委員会への報告 情報 の作成

注意を要する情報源及び手法、その他取扱いに非常に注意を要する事項に関する機密情報の無許可の公開からの保護に関する正当な配慮に沿う範囲内で、国家情報長官及び秘密活動に関与するすべての合衆国政府の省、庁及び機関の長は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 合衆国政府のいかなる省、庁又は機関が 責任を有し、関与し、又はそのために実行 するすべての秘密活動について、重大な失 敗も含めて連邦議会両院の情報特別委員会 に十分にかつ即時に情報を通知し続けるこ と。
- (2) 秘密活動(秘密活動が現に実施され、 又は既に実施された法的根拠を含む)に関 する資料及び情報で、合衆国政府のいかな る省、庁又は機関が所有し、管理し又は統 制するもの及びその授権された責任を行使 する必要のため両院のいずれかの情報委員 会から要求されたものを、連邦議会両院の 情報委員会に提供すること。
- (c) 報告の時期 指令書の利用

- (1) 大統領は、(a)項に基づいて承認されたいかなる指令書も、第(2)号及び第(3)号で別に定める場合を除き、承認後できるだけ速やかにかつ指令書によって授権した秘密活動の開始前に、書面によって連邦議会両院の情報委員会に報告することを確実にしなければならない。
- (2) 大統領が、指令書の利用の制限が、合衆 国の極めて重要な国益に影響する非常事態 に対応するために不可欠であると決定した 場合は、指令書は、連邦議会両院の情報委 員長と少数党筆頭委員、下院議長、下院の 少数党院内総務、上院の多数党及び少数党 院内総務、その他大統領が含めるその他の 議会指導部に限り報告することができる。
- (3) この項の第(1)号又は第(2)号に基づき指令書が報告されなかった場合には必ず、大統領は、連邦議会両院の情報委員会に時宜を得て十分に情報を提供し、事前に通知できなかったことについての理由を記載した書面を提出しなければならない。
- (4) 第(1)号、第(2)号又は第(3)号に基づく場合 には、大統領が署名した指令書の写しを、 連邦議会のそれぞれの情報委員長に提出し なければならない。
- (5)(A) (d)項第(1)号に基づき提出される指令書 又は通知書の利用が、第(2)号によって規 定される議員に限られる場合には、その 利用が当該議員に限られる理由を記載し た文書も提出されなければならない。
 - (B) (A)又はこの(B)に従って理由書が提出されてから 180 日以内に、大統領は次のいずれかのことを確実にしなければならない。
 - (i) 連邦議会両院の情報委員会の全委員 が、指令書又は通知書を利用できるよ

- うにすること。
- (ii) 当該指令書又は通知書の利用制限を 継続することが合衆国の死活的な国益 に影響を与える非常事態に対応するた めに不可欠であるとする理由書を、第 (2)号で規定する議員に提出すること。
- (d) かつて承認された活動の変更
 - (1) 大統領は、連邦議会両院の情報委員会又は(c)項第(2)号に規定する議員に、以前に承認した秘密活動の重大な変更又は以前に承認した指令書に基づく重大な着手について、(c)項に基づき報告する指令書と同様な方法で、書面によって通知することを確実にしなければならない。
 - (2) ある行為が第(1)号に規定する重大な着手を構成するか否かを決定する際に、大統領はその行為が次に掲げる事項に該当するか否かを考慮しなければならない。
 - (A) 人命を失う重大な危険性を有する。
 - (B) 調査、開発又は運用に関する権限を含む既存の権限の拡大を要する。
 - (C) 相当な金額の資金その他の資源を支出 する結果となる。
 - (D) 第 504 条⁽⁴⁾に基づく通知を必要とする。
 - (E) 情報源又は手段が明らかになる重大な 危険を増大させる。
 - (F) 当該活動が許可なく公開された場合 に、合衆国の外交関係に深刻な打撃を与 える合理的に予見可能な危険性が存在す る。

(e) 秘密活動の定義

この編で使用される場合、「秘密活動」とは、 合衆国政府の活動のうち、海外の政治、経済 又は軍事状況に影響を及ぼすもので、合衆国 政府の役割が外見上分からず又は公然と認識 されないものをいい、次の活動を含まない。

⁽⁴⁾ 訳者注 第504条とは、合衆国法典第50編第414条の情報活動の資金に関する規定を指す。

- (1) 第一義的な目的が情報を得ることである 活動、伝統的な対情報活動、合衆国政府の プログラム若しくは行政活動の運営上の安 全を改善し又は維持する伝統的な活動
- (2) 伝統的な外交若しくは軍事活動又は当該 活動の定常的支援
- (3) 合衆国政府の法執行機関による伝統的な法執行活動又はこの種の活動の定常的支援
- (4) 他の合衆国政府の海外の機関の秘密活動 (第(1)号、第(2)号又は第(3)号の活動を除く。) の定常的支援活動
- (f) 秘密活動は、合衆国の政治過程、世論、政 策又はメディアに影響を与えることを目的と して実施することはできない。
- (g) 連邦議会両院の委員会への通知
 - (1) (c)項に基づいて報告される指令書又は(d) 項第(1)号に基づいて提出される通知書が、(c)項第(2)号に従って連邦議会の情報委員会 の全委員が利用することができない場合 は、大統領は、当該委員会の全委員に対して、当該指令書又は通知書が(c)項第(2)号で 規定された委員のみに提出されたことを通知しなければならない。
 - (2) (c)項に基づいて報告される指令書又は(d) 項第(1)号に基づいて提出される通知書が、(c)項第(2)号の規定により連邦議会の情報委員会の全委員が利用することができない場合は、大統領は、当該委員会の全委員に対して、当該委員会の全委員にすべての情報を提供できない理由と趣旨一貫した、指令書又は通知書に関する一般的な説明書を提出しなければならない。

- (3) 大統領は、次の文書等を保持しなければ ならない。
 - (A) (c)項に基づき報告された指令書又は(d) 号第(1)号に基づき提出された通知書を受領した議員及びその日付の記録
 - (B) (c)項第(5)号に基づいて提出された各文 書

第 415d 条 行政監視要請への遵守証明書⁽⁵⁾

情報コミュニティーの各機関の長は、連邦 議会両院の情報委員会に対して毎年次のもの を提出しければならない。

- (1) 各機関の長の知り得る範囲において、次の事項を証明する証明書
 - (A) 各機関の長がこの編で定める義務に充分に従っていること。
 - (B) この法律に基づき、当該証明書が適切 に提出される日の前に、当該機関の長に よる提出を求められているすべての情報 であること。
- (2) 当該機関の長が第(1)号に規定される証明書を提出できない場合は、次の文書
 - (A) 当該機関の長による、当該証明書を提出できない理由書
 - (B) この法律に基づき適切に提出されなかった文書が適切に提出される日より前に、当該機関の長が提出を要求されているすべての情報を記載した文書
 - (C) 当該機関の長が、当該文書の提出後で きるだけ速やかに当該情報を提出すると する文書

(ひろせ じゅんこ)

^{(5) 2010}年度情報機関授権法で、1947年国家安全保障法に規定を追加。